

(議長)

町長。

「町長」

同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員に、檜山郡江差町字中歌町25番地4、横野晃一氏、昭和31年3月11日生まれ、64歳を選任したいので、地方税法第42条第3項の規定により議会の同意を求めます。

ご審議のうえご同意頂きますようお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については人事案件でありますので、質疑討論を省略しただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について原案のとおり、江差町字中歌町25番地の4、横野晃一氏、昭和31年3月11日生まれ、64歳を固定資産評価審査委員会委員として選任することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって同意第2号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

(議長)

日程第29、発議第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

確認ですので、手をあげたままお願いします。

(議長)

手を下ろして下さい。

全員多数であります。

よって、第1号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に日程第30、発議第2号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(議長)

挙手全員であります。

よって、全員でありますので、原案のとおり否決されました。

すいません。可決されました。

あのね、手さ。手をこうやって挙げたら挙げででければいいっしょ。こうやって。早く上げたり遅く挙げたりするもんだからさ。

(議長)

それでは、日程第31、発議第3号、種苗法の改定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。

本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、第3号については原案のとおり可決されました。

(議長)

お諮りします。

以上で、本定例会の議会に付議された案件は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで会議を閉じます。

令和2年第3回江差町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さんでした。

15 : 37

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会